

結婚して市内の賃貸住宅に住む

新婚世帯の方



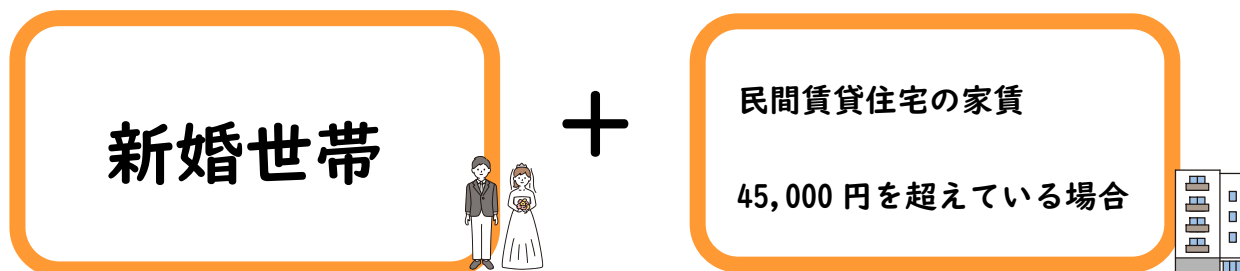
令和8年4月1日以降、婚姻届を提出された新婚世帯で、民間の賃貸住宅に住む場合

最大 24 万円 の家賃助成金が支給されます！ ※

【しあわせ新婚さん家賃助成金】

※詳しい条件有、詳細は裏面⇒

【しあわせ新婚さん家賃助成金】



⇒家賃45,000円を超えた分、上限10,000円までを24ヶ月助成します。

補助金対象

- ① 令和8年4月1日～令和9年3月31日の間に婚姻届を提出・受理された世帯である。
- ② 住居手当を差し引いた家賃が**45,000円**を超えていること。
- ③ 対象チェックリストの確認事項に全てあてはまること。

補助金内容

助成内容	毎月の家賃（共益費、管理費、駐車場使用料等）のうち、45,000円を超えた金額から住居手当を差し引いた分を上限10,000円まで助成する。
助成期間	2年間。（24ヶ月） 毎月助成金を交付するのではなく、各年度ごとの交付となります。
申請期間	婚姻届けの受理日又は、賃貸住宅の入居日のうちどちらか遅い方から起算して2ヶ月以内

【対象チェックリスト】 ※要件に該当するかについては、最終的には申請書類にて判断します。

確認事項	確認したら○で囲む
婚姻届を提出し、受理された日が令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間であるか。	期間内である (年 月 日)
婚姻届の受理日、又は賃貸住宅の入居日のうち、どちらか遅い方から起算して2ヶ月以内の申請であるか。	2ヶ月以内である
夫婦のいずれかが契約した住宅であるか。	夫婦いずれかの契約である (夫 ・ 妻)
契約した住宅が公営住宅、雇用促進住宅、社宅、官舎、寮等の給与住宅、賃貸借契約期間が1年未満の短期賃貸住宅以外の民間賃貸住宅であるか。	民間賃貸住宅である
家賃（共益費、管理費、駐車場使用料等を含む）から住居手当の額を差し引いた金額が45,000円以上であるか。	45,000円以上である
対象となる住居が市内にあるか。	住居が市内にある
夫婦の双方又は一方の住所が対象となる住居にあるか。	住所が対象住居にある
5年以上市内に定住する意思があるか。	同意する
対象となる住居に居住する全員が納付すべき牧之原市の市税等を滞納していないか。	滞納していない
結婚新生活支援助成金等、他の公的制度による家賃補助等を受けていないか。	受けていない
過去にこの助成を受けていないか。	受けていない

申請の際は、事前に下記問合せ先までご連絡をしていただき、予約をお願いします。

【問い合わせ先 牧之原市役所 相良庁舎2F 建設部 都市住宅課 電話 0548-53-2633】

【提出書類一覧】

申請者 _____

- ・以下の書類を提出してください。（まず期限内に申請した後、年度末に実績報告が必要です。）

【申請時】

#	項目	確認
1	交付申請書（様式第1号）	
2	誓約書兼同意書（様式第2号）	
3	婚姻届受理証明書又は戸籍抄本	
4	物件の賃貸借契約書	
5	牧之原市新婚さん住む住む助成制度アンケート	

【実績報告時】

#	項目	確認
1	実績報告書（様式第6号）	
2	住宅手当支給証明書（様式第7号） ※給与所得者、自営業者全員分	
3	健康保険証の写し ※該当者のみ	
4	領収書の写し等、家賃の支払額がわかる書類	

- ・写しの書類はQRコードから提出も可能です。（写しの書類以外は不可）
- ・追加の書類提出を依頼させていただく場合があります。



申請の際は、事前に下記問合せ先までご連絡をいただき、予約をお願いします。

【問い合わせ先 牧之原市役所 相良庁舎2F 建設部 都市住宅課 電話 0548-53-2633】